

ふれあいランド戸田 みのり（通所介護）

○ 料金

- ・デイサービス利用料 ※1単位は10.27円として計算されます。

(1) 介護予防通所介護・通所介護 通常規模型

		単位数	サービス利用料金	介護保険からの給付額	自己負担額
1 月	要支援1	1647	16,914円	15,222円	1,692円
	要支援2	3377	34,681円	31,212円	3,469円
1 日	要介護1	656	6,737円	6,063円	674円
	要介護2	775	7,959円	7,163円	796円
	要介護3	898	9,222円	8,299円	923円
	要介護4	1021	10,485円	9,436円	1,049円
	要介護5	1144	11,748円	10,573円	1,175円

・加算される料金		単位数	サービス利用料金	介護保険からの給付額	自己負担額
1 回	個別機能訓練加算Ⅱ (要介護の方)	56	575円	517円	58円
	サービス提供体制加算 (I)口(要介護の方)	12	123円	110円	13円
	中重度者ケア体制加算	45	462円	415円	47円
	入浴介助加算 (要介護の方)	50	513円	461円	52円
	若年性認知症受入加算 (要介護の方)	60	616円	554円	62円
片道	介護送迎減算 (送迎を行わない場合)	-47	-485円	-436円	-49円
1 月	運動器機能向上加算 (要支援の方)	225	2,310円	2,079円	231円
	サービス提供体制加算 (I)口(要支援1の方)	48	492円	442円	50円
	サービス提供体制加算 (I)口(要支援2の方)	96	985円	886円	99円
	栄養改善加算 (要支援の方)	150	1,540円	1,386円	154円
	口腔機能向上加算 (要支援の方)	150	1,540円	1,386円	154円
	若年性認知症受入加算 (要支援の方)	240	2,464円	2,217円	247円
	選定サービス複数加算 (要支援の方)	480	4,929円	4,436円	493円
	事業所評価加算 (要支援の方)	120	1,232円	1,108円	124円
1月 2回 まで	栄養改善加算 (要介護の方)	150	1,540円	1,386円	154円
	口腔機能向上加算 (要介護の方)	150	1,540円	1,386円	154円
1 日	介護職員処遇改善加算Ⅰ	単位数合計の4.0%の単位数に1単位あたりの単価を乗じて得た金額の1割(1日につき)			

ふれあいランド戸田 ひだまり（認知症対応型通所介護）

○ 料金

- ・デイサービス利用料 ※1単位は10.33円として計算されます。

(2) 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

		単位数	サービス利用料金	介護保険からの給付額	自己負担額
1日	要支援1	766	7,912円	7,120円	792円
	要支援2	855	8,780円	7,902円	878円
	要介護1	885	9,142円	8,227円	915円
	要介護2	980	10,123円	9,110円	1,013円
	要介護3	1076	11,115円	10,003円	1,112円
	要介護4	1172	12,106円	10,895円	1,211円
	要介護5	1267	13,088円	11,779円	1,309円
・加算される料金		単位数	サービス利用料金	介護保険からの給付額	自己負担額
1回	個別機能訓練加算	27	278円	250円	28円
	サービス提供体制強化加算（I）イ	18	185円	166円	19円
	入浴介助加算	50	516円	464円	52円
	若年性認知症受入加算	60	619円	557円	62円
片道	介護送迎減算（送迎を行わない場合）	-47	-485円	-436円	-49円
1月	栄養改善加算（要支援の方のみ）	150	1,549円	1,394円	155円
	口腔機能向上加算（要支援の方のみ）	150	1,549円	1,394円	155円
1月2回まで	栄養改善加算（要介護の方のみ）	150	1,549円	1,394円	155円
	口腔機能向上加算（要介護の方のみ）	150	1,549円	1,394円	155円
1日	介護職員処遇改善加算I	単位数合計の6.8%の単位数に1単位あたりの単価を乗じて得た金額の1割（1日につき）			

共通料金

①昼食代 630円

②おやつ代 30円

③口座振替手数料 1回162円（当月分の引落としに係る手数料は事業者が負担します。）

④延長利用料 午後5時30分以降30分毎に500円

⑤その他 歯ブラシ、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

※ ただし、介護保険の対象となる料金は、月ごとの集計を国民健康保険団体連合会への請求と振り分ける関係から、1日あたりの自己負担額（一割負担分）は1円単位で変動する場合があります。予めご了承ください。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、いったん1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日保険者の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

○キャンセル規程

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡がなかった場合	昼食代実費